

あなたの生活と行政をつなぐ

# Saku LIFE

別冊

広報佐久  
令和4年1月



## 市県民税の申告相談が始まります

実施期間：2月16日(水)～3月15日(火)

受付時間：午前8時30分～午後4時

～感染症予防対策へのご協力をお願いします～

- 来場の際は、マスクの着用、入口等で手指の消毒をお願いします。
- 会場は、換気を定期的に行うため、温かい服装でご来場ください。
- 受付時間の厳守、少人数でのご来場で、密集・密接を防ぐことにご協力ください。
- 会場入場の際に検温を実施します。37.5℃以上の発熱がある場合は、原則として入場をお断りします。

また、下記にあてはまる項目がある方は、来場をご遠慮ください。

- ・2週間以内に発熱があった（平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上）
- ・のどの痛み・咳・たんなどの風邪症状や、息苦しさ、だるさ（倦怠感）がある
- ・においや味の分かりにくさがある
- ・2週間以内に新型コロナウイルスの患者やその疑いがある者と接触歴がある  
または、2週間以内に渡航歴がある

- 郵送での申告にご協力をお願いします。（参照5ページ）

- ・申告は郵送でもできます。混雑した会場での感染リスクを回避できますので、ぜひご利用ください。
- ・確定申告される方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。
- ・市県民税申告をされる方は、申告書の様式をホームページに掲載しているほか、市役所税務課、各支所総務税務係、各出張所の窓口で配布しています。

# 相談日程表

※感染症発生の状況により、日程および会場は変更になる場合があります。

受付時間：午前8時30分～午後4時

|     |    |   | 臼田地区                      |                 | 浅科地区                      |        | 望月地区                                |     |
|-----|----|---|---------------------------|-----------------|---------------------------|--------|-------------------------------------|-----|
| 日 程 |    |   | 臼田支所 2階大会議室               |                 | 浅科支所 1階会議室 3              |        | 望月支所 3階大会議室                         |     |
|     |    |   | 申告相談対象地区                  |                 | 申告相談対象地区                  |        | 申告相談対象地区                            |     |
| 月   | 日  | 曜 | 午 前                       | 午 後             | 午 前                       | 午 後    | 午 前                                 | 午 後 |
| 2月  | 16 | 水 | 湯原                        | 湯原・本郷           | 塩名田東部                     |        | 御牧原・百沢・牧布施・式部                       |     |
|     | 17 | 木 | 田島・栗ノ木<br>千曲台・若葉          | 中小田切            | 塩名田中部                     |        | 入布施・抜井                              |     |
|     | 18 | 金 | 上小田切<br>北川勝間              | 上小田切西           | 塩名田西部<br>県営住宅             | 塩名田舟久保 | 中居・雁村・大木・藤巻<br>一の原・長者原・東長者原・中石堂     |     |
|     | 21 | 月 | 湯原新田                      | 滝・緑ヶ丘           | 御馬寄東部                     |        | 下之宮・善郷寺・高橋・北春                       |     |
|     | 22 | 火 | 臼田中町・旭ヶ丘                  | 泉ヶ丘・城下・宮本       | 御馬寄西部                     |        | 上新・金井・堀端・大西・向反                      |     |
|     | 24 | 木 | 臼田勝間・城山                   | 上荒・中荒・下荒        | 御馬寄市営住宅<br>庄の上            | 駒寄     | 竹之城・新田・湯沢・新町                        |     |
|     | 25 | 金 | 下小田切・中央                   | 諏訪              | 上原                        |        | 宮之入・三明・茂沢<br>入新町・岩下・入片倉             |     |
|     | 28 | 月 | 横山・稲荷                     | 住吉              | 上原                        | 下原     | 長坂・城下・東町・八千代町<br>神田町・末広町・金井町・栄町・昭明町 |     |
| 3月  | 1  | 火 | 美里                        | 美里・平            | 下原                        |        | 本町・上本町・西町<br>県町・古宮・御桐谷町・吹上町         |     |
|     | 2  | 水 | 伊勢                        | 大奈良             | 中原                        |        | 印内・印内原・茂田井・観音寺                      |     |
|     | 3  | 木 | 田口中町                      | 丸山・川原宿          | 八幡上町                      |        | 片倉・西長者原                             |     |
|     | 4  | 金 | 三分                        | 竜岡              | 八幡本町                      |        | 比田井                                 |     |
|     | 7  | 月 | 下越1～2                     | 下越3～4<br>下越団地   | 八幡宮本                      | 八幡大平   | 天神・協東・協西                            |     |
|     | 8  | 火 | 下越5～8                     | 清川              | 八幡中町                      |        | 高呂・大谷地                              |     |
|     | 9  | 水 | 原                         | 宮代              | 八幡桑山                      |        | 小平・三井                               |     |
|     | 10 | 木 | 上中込                       | 上中込・下町          | 八幡入の沢                     | 鶴沼     | 指定日に申告できなかった皆さん<br>(望月地区)           |     |
|     | 11 | 金 | 赤谷・入澤1～3<br>十日町           | 三条              | 矢嶋上                       | 矢嶋下    |                                     |     |
|     | 13 | 日 | 指定日に申告できなかった皆さん<br>(臼田地区) |                 | 指定日に申告できなかった皆さん<br>(浅科地区) |        |                                     |     |
|     | 14 | 月 | 入澤4～6                     | 入澤7～8<br>月夜平・岩水 | 御牧原                       |        |                                     |     |
|     | 15 | 火 | 指定日に申告できなかった皆さん<br>(臼田地区) |                 | 指定日に申告できなかった皆さん<br>(浅科地区) |        |                                     |     |

# 市県民税申告

○混雑緩和のため、できる限り地区指定日に来場をお願いします。

※相談日当日に体調不良等の方は、別日に来場してください。

○3月13日（日）は、申告相談を行います。

|     |    |   |             | 佐久地区                             |                          |                            |                                |
|-----|----|---|-------------|----------------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 日 程 |    |   |             | 地区会場<br>(下記をご確認ください)             |                          | 佐久市役所 8階大会議室               |                                |
| 月   | 日  | 曜 | 会場名         | 申告相談対象地区                         |                          | 申告相談対象地区                   |                                |
|     |    |   |             | 午 前                              | 午 後                      | 午 前                        | 午 後                            |
| 2月  | 16 | 水 | ※地区会場はありません |                                  |                          | 橋場南・橋場西・橋場東                | 佐太夫町・中込新町<br>三家第1・三家第2         |
|     | 17 | 木 |             |                                  |                          | 中央区北町第二・町下<br>町中・町上・朧水・中村  | 中央区北町第一・松井<br>相立・苦水・大月・黒田      |
|     | 18 | 金 |             |                                  |                          | 荒家・北口・平賀下宿<br>平賀中宿・平賀上宿    | 北耕地・平賀新町・太田部<br>常和南・常和北・アヴェニュー |
|     | 21 | 月 |             |                                  |                          | 中央区南町<br>前林・三石             | 杉の木・石神・権現堂                     |
|     | 22 | 火 |             |                                  |                          | 平塚・根々井塚原<br>根々井・大塚         | 赤岩・常田<br>上塚原・下塚原               |
|     | 24 | 木 | 東会館         | 志賀下宿・志賀中宿<br>志賀上宿                | 安原・駒込                    | 猿久保・猿久保東                   | 伊勢林・駒場                         |
|     | 25 | 金 | 東会館         | 新子田                              | 東地・西地・五十貫                | 瀬戸中・瀬戸南                    | 西耕地・瀬戸東                        |
|     | 28 | 月 | ※地区会場はありません |                                  |                          | 大和田・落合<br>北岩尾・南岩尾          | 今井・三河田<br>横和・白山                |
| 3月  | 1  | 火 | 野沢会館        | 本新町・泉野・上桜井<br>中桜井・下桜井            | 田町・高柳・跡部<br>三塚・北桜井       | ※市役所会場はありません               |                                |
|     | 2  | 水 | 野沢会館        | 今岡・沓沢・日向・熊久保・泉<br>東立科・小宮山・前山南・洞源 | 平井・糠尾・下平<br>前山北中・美笹・弥生が丘 |                            |                                |
|     | 3  | 木 | 野沢会館        | 下県西・相浜・大沢下町<br>大沢中町・大沢新田         | 下県東・竹田・地家<br>大沢上町・大地堂    |                            |                                |
|     | 4  | 金 | 野沢会館        | 野沢本町・中小屋<br>取出町                  | 十二町・原・鍛冶屋                |                            |                                |
|     | 7  | 月 | 浅間会館        | 住吉町・西本町<br>稲荷町                   | 荒宿・相生町                   |                            |                                |
|     | 8  | 火 | 浅間会館        | 本町・大和町・花園町<br>上の城・一本柳            | 長土呂・紅雲台                  |                            |                                |
|     | 9  | 水 | 浅間会館        | 横根・下平尾<br>小田井下宿・荒田               | 上平尾・西屋敷                  |                            |                                |
|     | 10 | 木 | ※地区会場はありません |                                  |                          | ※指定日に申告できなかった皆さん<br>(佐久地区) |                                |
|     | 11 | 金 |             |                                  |                          |                            |                                |
|     | 13 | 日 |             |                                  |                          |                            |                                |
|     | 14 | 月 |             |                                  |                          |                            |                                |
|     | 15 | 火 |             |                                  |                          |                            |                                |

# 市民税・県民税の申告

## 市民税・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在で佐久市に住所がある方、居住している方は市県民税の申告が必要です。  
ただし、次の方は市県民税の申告は必要ありません。

(1)税務署へ所得税の確定申告書を提出する方

(2)収入が1か所からの給与または公的年金等のみで、その支払者から市役所へ「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方

(3)収入がなく（非課税所得のみも含む）、市内に住所がある方の扶養親族になっている方

※収入のない方でも申告が必要な場合があります。

・国民健康保険に加入されている方や後期高齢者医療保険に加入されている方は、収入の有無にかかわらず申告をしていただく必要があります（保険税・料の軽減判定等のため）。

・申告内容は、市県民税の課税資料になるほか、介護保険料・保育料・公営住宅の家賃算定などの基礎資料にもなります。申告をしないと、保険料の算定などに影響が出る場合があります。また、所得証明書等の発行のため、市県民税の申告が必要な場合があります。

## 申告に必要なもの

| 対象項目     |                         | 持ち物・必要書類                                                                                                                                                    |
|----------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告者全員    |                         | <u>税務署からのお知らせハガキ（税務署から届いた方）</u><br>振込先口座が分かるもの（還付を受ける場合）<br>マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるもの<br>運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類<br>市県民税申告書（市役所から届いた方）<br>前年の申告書の控え（前年に申告されている方） |
| 該当する場合のみ | 給与・年金所得者                | 源泉徴収票                                                                                                                                                       |
|          | 事業（農業、営業、不動産）所得者        | 収支内訳書<br>※あらかじめ作成のうえ、ご持参ください。                                                                                                                               |
|          | 一時所得者・雑所得者              | 収入および経費が分かる書類                                                                                                                                               |
|          | 社会保険料控除                 | 国民年金保険料などの支払証明書または領収書                                                                                                                                       |
|          | 医療費控除                   | 医療費控除の明細書（領収書は不可・参照7ページ）<br>※あらかじめ作成のうえ、ご持参ください。                                                                                                            |
|          | セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） | 医療費控除の明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知書等）                                                                                                               |
|          | 生命保険料控除                 | 支払保険料の証明書                                                                                                                                                   |
|          | 地震保険料控除（旧長期損害保険料含む）     |                                                                                                                                                             |
|          | 障害者控除                   | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など                                                                                                                                  |
|          | 住宅借入金等特別控除              | 住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書                                                                                                                                  |
|          | 寄附金控除                   | 寄附金の受領書、寄付金控除に関する証明書など                                                                                                                                      |

## 所得税の確定申告（佐久市では簡易な申告に限り受け付けできます）

### 所得税の申告が必要な方

公的年金、農業、営業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方は、確定申告をしてください。市主催の申告相談会場では、簡易な内容の確定申告に限り相談を受け付けます。

次のいずれかに該当する方は、市主催の会場では相談を受け付けることができませんので、佐久税務署での申告または相談をお願いします。

- ・居住用家屋を新築、増築などして、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地・建物の売却による収入、株式等の売却による収入、先物取引に係る収入があった方
- ・青色申告の方
- ・純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・消費税や贈与税に関する相談のある方

※上記以外でも、佐久税務署をご案内する場合があります。

## e-Taxや郵送での申告書提出にご協力をお願いします

混雑する申告相談会場での各種感染症の感染リスクを回避するため、e-Taxや郵送での提出にご協力をお願いします。

### 確定申告される方

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信、または印刷して郵送のいずれかにより提出できます。ご不明な点は、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

#### 【問合せ先】

- ・事前準備、送信方法、使用方法など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

- ・申告書の作成にあたって不明な点（1月4日火～）

申告案内コールセンター ☎67-3460（代表）

音声ガイダンスに従い、「0」を選択してください。

#### 【所得税の確定申告書の提出先】

佐久税務署 〒385-8611 佐久市岩村田1201番地の2

確定申告書等  
作成コーナー



動画で見る  
確定申告



### 市県民税申告される方

3月15日（火）までに、記入した申告書や各種証明書などを税務課市民税係宛てにお送りください。内容を確認する場合がありますので、連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。添付書類の返却を希望する方は、返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

申告書は、市役所税務課市民税係・各支所総務税務係・各出張所の窓口にあります。または、ホームページからダウンロードしてください。

例年、証明書等の不備がありますので、郵送前に内容の確認をお願いします。また、マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるものと、運転免許証など顔写真付き本人確認書類の写しが必要です。

#### 【市県民税申告書の提出先】

市役所税務課 〒385-8501 佐久市中込3056番地

## 申告相談の時間短縮のため事前準備をお願いします

混雑する会場での滞在時間を短くするため、下記に該当される方は、必要書類の事前準備をお願いします。

### ・農業所得、営業所得、不動産所得の申告のある方

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、「収支内訳書」を作成しておいてください。

### ・医療費控除の適用を受ける方（参照7ページ）

医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を計算した、「医療費控除の明細書」を作成しておいてください。領収書の提示のみでは医療費控除の適用ができません。

## 税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です

### 税務関係書類へのマイナンバー記載および本人確認について

市県民税の申告書のほか、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類には、提出される方のマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーの提供を受ける場合は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。申告相談会場でマイナンバーが記載された申告書を提出された際には、本人確認を行います。

### 本人確認書類について

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。通知カード等によりマイナンバーを確認する場合は、そのほかに顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。

|          | マイナンバーカードをお持ちの方 | マイナンバーカードをお持ちでない方                                                                                                       |
|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人番号確認書類 | マイナンバーカード       | 通知カードまたは個人番号記載の住民票                                                                                                      |
| 身元確認書類   |                 | ・運転免許証<br>・運転経歴証明書<br>・在留カード<br>・社員証<br>・税務署から送付されるお知らせハガキ<br>・名前が印字された申告書 など<br>・旅券（パスポート）<br>・障害者手帳<br>・学生証<br>・資格証明書 |

※控除対象配偶者や扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要です。通知カードなどのマイナンバーの分かるものをお持ちください。運転免許証などの本人確認書類は必要ありません。

## 市主催の会場で確定申告される方へ

### 確定申告書作成時に電子申告用の利用者識別番号（以下、「ID」）を取得させていただきます

申告書等は、市役所から佐久税務署へデータで提出（電子申告）します。データ送信時に使用するIDの取得手続きは、申告相談会場で行います。

既にIDを取得されている方は、「利用者識別番号の通知」等IDが分かる書類を持参してください。

※IDは、一度取得すると、市の申告相談会場で申告する場合は、来年以降改めて取得する必要はありません。

## 医療費控除は明細書の提出が必要です

### 領収書の提示ではなく“医療費控除の明細書”の作成・添付が必要です

明細書には、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を計算して記入してください。なお、明細書の内容確認のため、税務署から医療費の領収書の提示・提出を求められる場合がありますので、領収書は5年間、自宅等で保管してください。

申告には、誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要になりますので、あらかじめ領収書の整理をしておいてください。生命保険や健康保険からの補てん金や公費負担医療等がある場合は、支払った医療費から差し引かれますので、その金額の確認もお願いします。

領収書の提示のみでは、医療費控除を適用することができません。あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成し、持参してください。

医療費控除の明細書は、税務課市民税係・各支所総務税務係・各出張所の窓口で配布しています。または、市や国税庁ホームページからダウンロードしてください。

| 年分 医療費控除の明細書【内訳書】                                                                                                                                                                                    |                             |                                                                                                                                           |               |                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------|
| ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。                                                                                                                                                                   |                             |                                                                                                                                           |               |                                |
| 住 所                                                                                                                                                                                                  |                             | 氏 名                                                                                                                                       |               |                                |
| <b>1 医療費通知に記載された事項</b>                                                                                                                                                                               |                             |                                                                                                                                           |               |                                |
| 医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(4)を記入します。<br>※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。<br>(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)<br>①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、<br>④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称 |                             |                                                                                                                                           |               |                                |
| (1) 医療費通知に記載された医療費の額                                                                                                                                                                                 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額                                                                                                            |               |                                |
| 円 ②                                                                                                                                                                                                  | 円 ④                         | 円                                                                                                                                         |               |                                |
| <b>2 医療費(上記1以外)の明細</b> 【領収書1枚】ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。                                                                                                                                   |                             |                                                                                                                                           |               |                                |
| (1) 医療を受けた方の氏名                                                                                                                                                                                       | (2) 病院・薬局などの支払先の名称          | (3) 医療費の区分                                                                                                                                | (4) 支払った医療費の額 | (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|                                                                                                                                                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円             | 円                              |
|                                                                                                                                                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 |               |                                |
|                                                                                                                                                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 |               |                                |
|                                                                                                                                                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 |               |                                |
|                                                                                                                                                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 |               |                                |

### 医療費のお知らせ(医療費通知)について

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ(医療費通知)」は、要件を満たすものであれば、確定申告で使うことができます。ただし、通知に記載のない医療費は明細書に記入する必要があります。

「医療費のお知らせ(医療費通知)」については、各健康保険組合等にお問い合わせください。

### ○後期高齢者医療の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、これまで年2回通知を送付していましたが、年1回に変更となります。

令和3年1月から10月までの診療分は、令和4年1月下旬頃に送付されますので、医療費控除の申告をされる際は、当該医療費通知とあわせて、11月、12月診療分の医療機関等からの領収書を基に申告してください。

【問合せ先】 長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室 (☎026-229-5320)

## その他のお知らせ

### 市県民税申告書をお送りします

令和3年度分の市県民税の申告をされた方、および申告が必要と思われる方には、1月下旬に市県民税申告書をお送りします。申告書が届かない方でも、申告が必要な場合は申告をお願いします。

### 窓口では申告相談を行いません

申告相談期間中は、市役所税務課窓口および各支所総務税務係窓口では申告相談を行いません。相談は各会場でお願いします。窓口では申告書の提出のみ受け付けています。

## 申告相談に関する問合せ先

|       |       |               |
|-------|-------|---------------|
| ■税務課  | 市民税係  | ☎62-3040 (直通) |
| ■臼田支所 | 総務税務係 | ☎82-3111 (代表) |
| ■浅科支所 | 総務税務係 | ☎58-2001 (代表) |
| ■望月支所 | 総務税務係 | ☎53-3111 (代表) |

※国民健康保険税に関する問合せ

|                    |       |               |
|--------------------|-------|---------------|
| ■国保医療課             | 国保年金係 | ☎62-3164 (直通) |
| ※後期高齢者医療保険料に関する問合せ |       |               |
| ■国保医療課             | 医療給付係 | ☎62-2915 (直通) |

## マイナンバーカードで確定申告が簡単・便利に！

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自宅のパソコン・スマートフォンからの確定申告が簡単・便利です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひマイナンバーカードを取得しましょう。

### ◎便利なポイント

- e-Taxで24時間いつでも申告可能
- マイナンバーカード方式で送信すれば、本人確認書類の添付が不要
- マイナポータル連携で各種控除が自動入力※



### ◎スマートフォンから、さらに便利

- マイナンバーカード対応のスマートフォンなら、ICカードリーダーが不要
- カメラで源泉徴収票を読み取り自動入力

※自動入力を行うためには、マイナポータルの事前設定が必要です。また、証明書等の発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。

詳細は、国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

※令和3年分は、ふるさと納税・株式の特定口座・住宅ローン控除関係・生命保険・地震保険・医療費（9月分～12月分の医療費通知情報（保険診療分））が取得可能となる予定です。

※申告相談会場では自動入力に対応していませんので、各種証明書等をお持ちください。

## 税務署からのお知らせ

### ■ご自宅からe-Tax・スマホ申告が便利です

多くの方が来場する確定申告会場に行かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、確定申告書の作成等ができます。

#### ・マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライトを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

#### ・マイナンバーカードをお持ちでない方

申告書を印刷して郵送等で税務署に提出できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、早めの取得をお願いします。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

### ■確定申告会場の開設について

●会場 佐久税務署 別館

●期間 2月1日（火）～3月15日（火）（土日・祝日除く）

●受付時間 午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時から）

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日（火）以前でも受け付けています。

※確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。